日立市立助川中学校

Ⅰ　実践

1　実践テーマ

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる生徒の育成

2　社会科の授業における実践

（1）単元

公民的分野「人権と共生社会」

（2）単元について

本単元は，人権と共生社会について，具体的な事例を通して人間の尊重についての考え方を基本的人権を中心に理解を深めさせることを目標としている。

本単元で扱う基本的人権について，日本国憲法の条文を根拠としながらその条文を身近な生活で起こりうる事例のなかに位置づけることで，基本的人権の理念が人間の尊重を核心としている具体的な指針であることをとらえさせたい。人間が生まれながらにもつ権利として保障されている基本的人権の意味を中心に考えさせるとともに，それを保障している法の意義について，日常生活のなかで起こりうる事例や，過去の判例を通して理解を深めさせ，自分なりの考えをもたせたい。

（3）指導内容について

本時の学習では，日常生活におこり得るであろう事象に当てはめて「公共の福祉」について考えた。右の事例を提示し，立場を「Ａさん」「Ｂ市」「Ｂ市の市民」の三者に分け，それぞれの立場で考えた。

権利と義務の関係について考え，公共の福祉による人権の制約はどの程度まで許されるのかをグループの中で話し合い，考察することができた。

> Ａさんは長年青果店を営んできました。しかし，その土地にＢ市は道路の建設を計画しました。道路が狭いのに交通量が多く，事故が絶えなかったのです。Ｂ市はＡさんに土地の代金を保障するので立ち退いてほしいと伝えましたが，お金をもらっても商売が続けられなくなって困るとして，Ａさんは立ち退きを拒否しています。
> ―Ａさんは青果店を辞めて立ち退くべきなのでしょうか。

（4）生徒の感想から

- 難しかった。自分の立場についてしっかり考えられた。
- 市民の生活が第一だと思う。
- Ｂ市がきちんと保障してくれるならいいと思う。
- Ａさんが立ち退かなくてはいけないのは，かわいそうだけど仕方ないと思う。
- よい条件のところに立ち退けば，今以上に商売が反映するかもしれないので，立ち退いた方がよい。

3　人権教室による学習

（1）ねらい

人権尊重の精神の涵養を目指す人権教育の推進を図るとともに，生徒の人権意識を深める。

（2）人権教室について

人権擁護委員の山田禮子先生を迎え，1 学年を対象に人権教室を実施した。この人権教室では，「いじめをなくそう人権教室」という名称で，いじめの本質について改めて考え，一人ひとりに他人事ではない自らの問題として直視させようとすることを目的としている。

（3）学習内容

・ＤＶＤ視聴「見上げた青い空」

いじめが原因で自殺するというショッキングな物語である。物語では，メール，プロフ，掲示版など現代のいじめの特徴である「ネットいじめ」を取り上げ，陰湿ないじめもゲーム感覚で行われていることに触れている。そして，いじめられる側もいじめる側も苦しんでいる「いじめ」の本質について考えた。

（4）生徒の感想から

・　いじめは絶対にしちゃいけないことと，いじめをされたら誰かに相談をする。今日の「人権教室」をやってすごく学べた。

・　いじめは，とても怖いものだと思った。人生を奪ってしまうのはとても怖く，恐ろしいものだと思った。目の前にそういう人がいたら，声をかけ助けてあげたい。いじめは絶対ダメ。

・　なぜ，ささいな事からみんなにからかわれたり，いじめられてしまうのだろう。もし，間違っていたりしたら口で教えてあげればいいのに，「キモイ」「バカ」など暴言を言ったり，笑ったりしてしまうのだろう。少し考えれば，いじめをなくすことができる。いじめは全然楽しくないのに，いじめる人はおもしろがっていじめる意味が分からない。

4　成果

公民的分野での基本的人権の学習を通し，日常生活における「当たり前」だと思っていることも，人権として保障されていることであり，人権の侵害が身近に起きていることを考えることができた。さまざまな事例を通し，社会生活では，個人の人権は公共の福祉によって制約を受けており，個人の尊重と公共の福祉のどちらを尊重すべきか考えなければいけないことに気づくことができた。

人権教室で扱った「いじめ問題」については，中学生のいじめによる自殺の問題が全国的に報道されており，生徒の関心も高く，集中して話を聞いたり，ビデオを視聴することができた。

生徒の感想から，いじめは人の命を奪うことにつながることになるということについて，改めて考えることができた。また，普段の学校生活の中での，相手を気遣うことや思いやることの大切さを考えることができた。

Ⅱ　今後の課題

生徒一人ひとりの人権意識を高めるためには，まず「知る」ことが大切である。社会科の学習を通し，世界や日本固有の身分制度や差別について学習することができるが，生徒が普段の生活の中での人権侵害について意識して生活することは少ない。相手を傷つける言動をすることや，自分勝手な行動で相手の権利を奪うことも人権侵害であるということを生徒に教える必要があると考える。そのことを通して生徒の人権意識を高めることができると考える。いじめの問題は他人事ではなく，自分も加害者になることもあるという意識をもち，相手を思いやることばかけや行動ができるように生徒へ呼びかけたい。また，インターネットの掲示板やメールなどで起こる「ネットいじめ」を未然に防ぐために，生徒の情報モラルを育成したい。

人権教育は特別な教育ではなく，学校教育全体を通して行う教育活動である。教師も人権教育への意識を高め，共通理解のもと人権教育にあたれるように，研究や研修を充実させていきたい。学校教育を通し，生徒一人ひとりの人権意識を高め，実践できる態度を育てていきたい。